

平成 27 年度

第 2 回「火葬場の施設基準管理基準の見直しに関する研究」小委員会  
放射線小線源治療学会・業界・アイソトープ協会ヒヤリング  
議事録

2015 年（平成 27 年）11 月 28 日 10 時から  
会場：航空会館 B102 号室

## 出席者

## 医師

萬 篤憲 国立病院機構東京医療センター、放射線科医長

## 業界

三村 昌人 日本メジフィジックス(株)腫瘍製品企画部 担当部長

古米 <sup>ひさよし</sup>永芳 (株)メディコンプラキビジネス部 部長

オブザーバ (( 公社 ) 日本アイソトープ協会)

中村 伸貴 事業推進本部医薬品・アイソトープ部 部長

萩原 <sup>としあき</sup>聡昭 同 放射線源課

江副 美紗 企画運営本部学術振興部学術・出版課 主任

神谷 孝子 同 専門職

## 研究委員会

横田 勇、栗山 茂、川田 明、福田 米文、八幡 正、奥村 明雄、

【事務局】泊瀬川 孚、森山 雄嗣

## 4. 資料

- ( 1 ) シード線源を使った遺体の火葬研究、アイソトープ協会資料
- ( 2 ) ヨウ素 125 線源の永久挿入による前立腺癌小線源療法～治療に関する Q&A～ほか事前配布資料
- ( 3 ) 前立腺癌小線源療法後 1 年以内死亡時の対応マニュアル（付録 8）
- ( 4 ) 小線源療法後 1 年以内に死亡した前立腺癌患者からの前立腺摘出に関する規制の解釈について（資料 7）
- ( 5 ) 密封線源を永久に挿入された患者が一定期間経過後、死亡した場合の影響について（別紙 2）

## 5. 説明

日本で使われている小線源は、ヨウ素 125 という線源で、半減期は 2 ヶ月、2 ヶ月で放射能が 1/2 になるというものである。4 ヶ月で 1/4 に下がっていく。1 年でおおよそ 1/2<sup>6</sup> となり、ほぼなくなる。

治療者カードについて、治療における安全管理に関するガイドラインが決められているなかで、カードが発行され治療を受けた患者は 1 年間所持するよう指導される。

前立腺癌以外に小線源放射線治療が将来出る可能性があるか？について、現在は予定がない。他の部位の治療では、別の長年使われている治療方法で対応できるので前立腺癌以外では予定されていない。

患者が亡くなった時、医療機関、遺族等通知義務があるのか？について、患者、家族には治療前に通知してもらうよう強く指導している。忘れることはあっても、

同意書までとっているのが徹底している。原則1年以内に亡くなった場合は、ご遺体から前立腺ごとシード線源を取り出すので、火葬場にはいかない。多くの場合指導は守られている。

装着後の放射線データはとっているか？について、15年前にガイドラインが作られたときにシュミレーションされている。1300MBqの線源を1年後に火葬した場合の周辺に及ぼす影響は、遺族、葬祭業者、火葬場職員等1年に1~2回の被曝を想定して数値が出ている。1年後の数値なので、その前はどうかということについては、先ほどの2ヶ月で1/2、4ヶ月で1/4で逆算できる。最大で100倍ぐらいになるがそれでも1<sup>mSv</sup>にはならない。単位は $\mu$ Svである。

日常生活における放射線について、数値が表で示してある。乗り物に乗った場合や国によっても違い、放射線が高い地域に住んでいるとか、放射線治療を受けるとすぐに1<sup>mSv</sup>は超えてしまう。日本人は、(平均して)1年間に2.4<sup>mSv</sup>ぐらい受けている。

装着物が加熱された場合、線量が変化するか？について、線源はチタンに覆われているので、火があたっても(線量に)変化はない。

ガイドラインに示されている1年以内の死亡に対する線源除去がなされなかったことに対する防止策について、日本では1年以内死亡時の線源摘出が厳しく規定され、報告もされているので厳しすぎるという評価も受けているが、12年間患者数33,000人のうち1年以内に死亡された方は96人、0.3%、前立腺癌で死亡される方は、1年以内は皆無、ほとんどはほかの病気や交通事故が原因である。このうち12人がそのまま火葬場に行った。これは(当治療方法を受けている患者)全体の0.036%である。これらを防止するために講習会等で周知徹底を行っている。

#### 周知事項

ア 入院前の外来時及び入院時に家族の同席がない場合にも、患者以外の者に説明し、また、退院までに1年以内死亡の場合、線源の除去の承諾を取り、治療を行う。

イ 治療後、本人、家族、関係者に治療後1年以内に何らかの原因で死亡の場合は、臓器とともに線源を摘出する必要がある旨、承諾書を取る際に説明し理解してもらう。

ウ 入院前の外来または入院中、術後1年以内に死亡の場合は、臓器とともに線源を除去する旨、関係者に説明し理解してもらう。

エ 治療カードによって、1年以内死亡の際線源摘出の必要性が記載されている。カードにほかの親族等の署名をもらう。このように、教育指導としては、きちんと行われている。

医師が、施術の時装着しているものは何かについて、(医師が)どのくらい被曝するかということかと思うが、被曝はほとんどない。ヨウ素125という放射性同位元素は、エネルギーが非常に低いので、ちょっと離れたり、間に物があるとそれでほとんど届かなくなる。10cmとか6cmで届かなくなる。このため、体の外では減衰して弱くなり永久挿入法が可能になる。医師もほとんど何も装着しないでも被曝はわずかである。場合によっては、数秒間放射線透視で装着状況を確認するので、その場合は鉛のエプロンを着る場合もある。

現状の使用量と今後の推移について、12年前から始まって2011年にピークを迎え、現在、年間3,000件ちょっと、これが今後10倍20倍になることはない。

前立腺癌は増えているが、ほかの治療法も増えているのでシード治療はそれほど増えないと思う。欧米でも同じ傾向である。

線源の取出しから廃棄までの仕組みについて、取り出した線源は、必ず病院で保管する。しばらくは鉛の容器で保管する。2~3年経過すれば放射線はほとんどなくなっているが、臓器から線源を取り出し、滅菌しアイソトープ協会に引き取りを依頼する。残された臓器は、医療廃棄物として処理される。

同様の放射線器具及び放射性医薬品の動向については、金 198 グレインという線源があり、主に舌がん等の頭頸部がんの治療に数 10 年前から使われているが前立腺癌には使わない。半減期は 2.7 日と非常に短い。患者数では年間 100 を割る程度である。

メタストロンというストロンチウム-89 放射性同位元素を用いた注射薬がある。骨に転移する癌の疼痛緩和に使われる。これも今後増えることはない。将来ほかの線源が出る可能性はあるが、より安全性を担保するような線源になると思う。

甲状腺がんにはヨウ素 131 が使われる。飲み薬（カプセル）である。ほかにも線源の種類はあるが、使用が減少している。

日本での生産方式について、ヨウ素 125 についてはアメリカから輸入である。廃棄物として受け取る量の確認はしているかについて、線源は、非常に厳しく管理されている。余剰線源はアイソトープ協会が引き取っている。

どの程度の患者に使用するのかについて、初期の前立腺がんに対する治療法であり転移がある患者には使わない。年間 3~4 万人患者がいるが、様子を見るだけの治療、手術 15,000 人、外部照射 12,000 人、その中にシード治療も入っている、シード治療を実施する患者は年間 3,000 人程度だろう。

一度にどの程度埋め込むのかについて、4, 50 個~100 個、平均で 7, 80 個である。

取り出す費用について、病院もしくは患者の負担である。

#### 質疑

Q 出ている線の種類は何か？ 摘出費用は保険がきくか？

A 弱い線であるが、被覆している金属を通過することによって変わり、エネルギーの弱い X 線になる。移送費用は患者負担になることもあるが、摘出は病院負担である。

Q 亡くなる病院と装着病院が違うことがあると思うが、この場合に移送費用が掛かるということか。

A ケースバイケースで、死亡病院に装着医師が出向くこともある。

遺体から取り出す場合は、本来、解剖資格のある病理の医師ということになるが、病理医の対応が難しい場合においてガイドラインでは保健所に届け出ることによって泌尿器科医も取りだすことが可能となっている。この場合保健所長と相談を行い、許可を受けて、解剖することを保健所に届け出ることになっている。

Q 心臓ペースメーカーと(比べて対応が)ずいぶん違う。

A 取り出した臓器から抽出された線源は滅菌後にアイソトープ協会で引き取ることになっている。

Q (マニュアルの)91 ページのフローで、当該病院で病理解剖不可能のフローで見ると、保健所に照会、剖検病院の確定、搬送、摘出になっている。この場合でも摘出は無償か？

A いろいろなケースがあるが多くの場合、治療した病院に運ばれている。料金はかからない。

Q 説明資料の11ページの試算で、火葬場業者等の線量は、1mSv（一般公衆の線量限度）に達しないとあるが、平均70個を埋め込んだ総量で言っているのか？

A 1300 Bqというのは100個ぐらいである。その全体での線量である。

Q 海外では2~3年というところもあるが。

A 2~3年たてばさらに低くなるが、日本ではこれで問題ないとしている。

日本では土葬がなく、取り出しありきでこうなっている。きちんとやっているのはすごいというのが海外での評価である。一方で、そこまでやるのかということもある。日本では、(装着時に)患者にプレッシャーを与えている。説明時にそれがいやならシード治療はやめるということである。

放射線に関して日本人がセンシティブであることもあり、管理の徹底について特出しているというのが現状である。しかし、設定している $1\text{ mSv}$ も自然界からの被ばくから見ても十分に低い値である。その点で、全く心配のないレベルであることを理解してほしい。

Q マニュアルの87ページ、7の1年以内に患者が死亡した場合の剖検せずに火葬した場合の対応で、保健所への手続きについて、火葬場への報告はあるか。

A (火葬場への報告は)ない。

Q 厳しいマニュアルがあるが、火葬場への報告があってもよいと思う。マニュアルのようにいろいろなガードがあっても通り抜けてくるものや外国人(装着した外国人が日本にきて死亡するという)の問題もあるのではないか。また、12件通り抜けたという例があるが今後増えることはないか。

A 今後増えることはない。

Q 線源の挿入数と除去数の収支はわかるか。

A わからないが管理は徹底しているので、管理されていない線源は一つもない。

この後、火葬後に線源が見つかったらどうするか、灰の取り扱いはどうしているかなど議論があったがそれも問題はないということであった。

A 前提として、安全であるが1年以内の御遺体からは取り出しますよということで、より安全を見込んでマニュアルを決めているので安心していただきたい。

<横田委員長>安全であっても情報の伝達が必要であるというのが希望である。

最後に、装着カードと線源の見本が提示された。

6 . 閉会 11 時 55 分

## 大気汚染防止法改正に関する通知（抄）

環水大大発第 110311001 号

環水大水発第 110311002 号

平成 23 年 3 月 16 日

都道府県知事 殿

大気汚染防止法政令市長 殿

水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について

「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第 31 号。以下「改正法」という。)は、平成 22 年 5 月 10 日に公布され、新たに創設された事業者の責務に係る規定については平成 22 年 8 月 10 日から施行され、その他の規定については平成 23 年 4 月 1 日から施行することとされている(大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成 23 年政令第 21 号))。また、改正法による改正後の大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)及び水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)を施行するため、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成 23 年政令第 22 号)及び大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令(平成 23 年環境省令第 3 号)が平成 23 年 3 月 16 日に公布されたところである。

貴職におかれては、法の厳正かつ実効性のある施行について、下記別紙 1 及び別紙 2 に示した改正法に係る事項に十分御留意の上、格段の御協力及び事業者への適切な指導をお願いするとともに、貴管下市町村にも必要に応じ周知方 お願いする。

また、「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」(平成 22 年 1 月中央環境審議会答申)において示された別紙 3 の事項にも格段の御協力をお願いしたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

### 記

別紙 1 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について(大気汚染防止法関係) 別紙 2 および別紙 3 略

#### 第 1 改正の背景

昨今、大企業も含めた一部の事業者において、ばい煙量又はばい煙濃度(以下「ばい煙量等」という。)の測定結果の記録の改ざん等の事案が相次いで明らかとなっている。事業者による測定結果の記録は、排出基準遵守等の自主的な履行の確保に資するとともに、地方公共団体がばい煙の排出に関し、改善命令等の大気汚染防止法に基づく措置を講ずる場合に重要な判断材料となるものであり、記録の改ざん等により地方公共団体の立入検査等の実効性が失われることが懸念されている。

また、近年大気汚染に係る環境基準は全国的に概ね達成されており、一のばい煙発生施設における排出基準違反が発生したとしても、一般大気環境測定局における環境基準が直ちに不適合となる事態は生じにくくなっている。一方、排出基準に適合しない排出が継続的なおそれがあるとしても、改善命令等の措置を講ずるためには、「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるといふ要件が必要であり、これを満たすと判断されなければ、改善命令等の措置が講じられず、排出基準違反を現実に発生させることになりかねない。近年、このような排出基準の継続的な不適合事案も発覚しており、一部の地方公共団体からは、ばい煙の改善命令等の発動要件の緩和に係る要望もなされていたところである。さらに、以前に比べ大気環境は改善傾向にある一方、依然として光化学オキシダントの環境基準の達成状況が低い等人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある状況がみられ、ばい煙排出者による更なる努力に加え、全ての事業者においてもばい煙の排出が現状より悪化することのないよう、排出量の低減を図るよう自主的な努力が必要である。これらの状況を踏まえ、下記の改正を行うこととしたものである。

第2 ばい煙に係る改善命令等の発動要件の見直し(改正法による改正後の大気汚染防止法(以下別紙1において「法」という。)第14条第1項及び第3項関係) 1.趣旨 都道府県知事は、ばい煙排出者が、排出基準等に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときに、改善命令等を発動することができることとし、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めると(被害要件)を改善命令等の発動要件から削除することとする。排出基準等に適合しない「ばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき」とは、ばい煙発生施設等の構造的欠陥等により排出基準に適合しないばい煙を継続的に排出する蓋然性が高いことを指し、例えば、施設の操業管理上の問題により一時的に排出基準に適合しないばい煙を排出するおそれがあると認められるときは、改善命令等の対象とはならない。

第3 ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設(法第16条及び第35条第3号並びに大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令による改正後の大気汚染防止法施行規則(以下別紙第1において「規則」という。)第15条関係)

1.趣旨 ばい煙排出者に対し、ばい煙量等の測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、意図的にこれらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則を設けることとする。なお、本罰則は、法第16条に規定する測定を実施しなかった場合にも適用される。

2.ばい煙量等の測定について(規則第15条関係) ばい煙量等の測定は、ばい煙排出者が排出基準又は総量規制基準の遵守状況を確認するために義務付けているものであるため、規則第15条において当該測定の対象を排出基準又は総量規制基準が定められたばい煙とすることとする。大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(昭和60年総理府令第31号)附則第4項等により、当分の間、排出基準を適用しないとされているばい煙については、同様の理由により、法第16条の測定の対象とはしない。これにより、「大気汚染防止法に基づくボイラーの規模要件の見直しについて」(昭和60年6月10日付け環大規第151号)第3の3、「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の施行等について」(昭和62年11月6日付け環大規235号)第3の4、「ガスタービン、ディーゼル

機関に係る規制に当たっての留意事項について」(昭和62年11月6日付け環大規第237号)第1の5及び6並びに「ガス機関及びガソリン機関に係る規制に当たっての留意事項について」(平成2年12月1日付け環大規第385号)第3は削除する。なお、規則第15条の規定は、ばい煙排出者の自主的な取組により、排出基準又は総量規制基準が定められていないばい煙について測定することを排除するものではない。

また、測定に当たっては、引き続き、「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」(昭和46年8月25日付け環大企第5号)の第4「ばい煙の測定分析方法に関する事項」に留意されたい。その他、改正についての留意点は(1)から(3)までのとおりである。

(1)測定結果の記録及び保存(規則第15条第2項第1号及び第2号) 測定の結果は、様式第7によるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を3年間保存することとする。また、計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けた者から当該測定に係るばい煙濃度の測定結果等について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもって、様式第7によるばい煙量等測定記録表の記録に代えることができることとし、当該証明書を3年間保存するものとする。なお、この場合には、ばいじん又は有害物質にあつては規則別表第2から第3の2までの備考に掲げるCについての記載がある証明書の交付を受けることとする。また、当該証明書に硫黄酸化物の濃度の記載に加え、硫黄酸化物の排出量についての記載がある場合には、~~様式第7の硫黄酸化物の排出量の欄への記載は不要である。~~

(2)様式第7の記載(規則様式第7関係) 様式第7について、測定を要しないばい煙に係る記述欄を削除して使用しても差し支えない。様式第7に記載するばい煙量等の測定方法は、規則別表第1から別表第3の2までの備考に掲げる日本工業規格等について記載すること。また、硫黄酸化物の量の測定について、規則別表第1備考二に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。なお、立入検査等の際に様式第7に記載されたばい煙量等の測定結果を確認する場合には、測定機器の整備状況、試薬の有無等を把握することにより日本工業規格等による測定が可能であるか確認すること。

(3)硫黄酸化物関係 今般の改正により、硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率の測定は規則第15条の対象外とすることとしたが、規則別表第1の備考二により硫黄酸化物の量を算出する場合には、当該硫黄含有率の測定が必要であること、また、排出基準又は総量規制基準の遵守のためばい煙排出者が当該硫黄含有率を把握しておくことが必要であることから、引き続き、必要に応じ、ばい煙排出者に対し適当な方法により当該硫黄含有率を把握するよう指導されたい。

第4 事業者の責務について(法第17条の2関係) 1.趣旨 事業者は、ばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならないこととする。「事業者」とは、事業活動を行う者一般を対象とし、法第13条第1項に規定されるばい煙排出者のみならず、ばい煙を大気中に排出する全ての事業者が該当する。なお、本規定に基づく措置は、事業者の自主的な判断の下に実施されるものであり、事業者にばい煙の測定又は排出の抑制を強制するものではない。

事業者による具体的な措置としては、例えば、ばい煙の大気中への排出の状況の把握については、ばい煙排出者にとっては排出するばい煙に係るばい煙量等の自主的な常時測定の実施が想定され、ばい煙排出者以外の事業者にとっては、仕様書によるばい煙量等の把握等を想定している。また、排出を抑制するための必要な措置については、ばい煙に係る排出基準よりも厳しい自主目標値の設定、施設の適切な維持管理の励行、施設更新時における「低 NOx 型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン（平成 21 年環境省）」適合機器等の低ばい煙排出型施設への転換等を想定している。

#### 第 5 罰則規定（法第 35 条関係）

1 .ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則規定を次のとおりとする。法第 16 条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記載をし、又は記録をしなかった者は、30 万円以下の罰金に処する（法第 35 条第 3 号）。

2 .罰金の上限の引き上げ 法第 35 条の罰金の上限の金額について、20 万円以下から 30 万円以下に引き上げる。このため、法第 16 条に関連する条項以外についても罰金の上限の金額が変わることに留意されたい。



## 第6 その他

1. 硫黄酸化物の量の測定に係る日本工業規格名の変更について(規則別表第1備考二関係) 日本工業規格K2541及びZ8762の改正に伴い、規則別表第1備考二の記載を改正することとする。

2. 身分証明書の記載事項の変更について(規則様式第8関係) 様式第8については、平成23年4月1日以降、新様式となるので留意されたい。なお、改正前の大気汚染防止法施行規則様式第8による証明書は、その有効期間内においては、改正後の大気汚染防止法施行規則による証明書とみなすこととする。

以下、略

## 大気汚染防止法等の届出事務処理短縮について（抄）

環水大総発第 120330003 号

環水大大発第 120330004 号

環水大水発第 120330017 号

平成 24 年 3 月 30 日

都道府県・政令指定都市・中核市 ダイオキシン類対策担当部（局）長 殿

都道府県・大気汚染防止法政令市 大気保全担当部（局）長 殿

都道府県・水質汚濁防止法政令市 水質保全担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局 総務課長

大気環境課長

水環境課長

大気汚染防止法、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の届出対象施設の設置等に係る届出事務処理短縮への取組について

日頃から環境保全行政に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

平成 23 年 4 月 8 日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」において、大気汚染及び水質汚濁の原因となり得る特定工場の立地段階に必要な手続きの迅速化について、「グローバル競争が激化する現下の状況を踏まえ、60 日の審査期間を短縮する措置を実施するよう地方公共団体に周知するとともに、事業者との相談体制の整備や都道府県での審査事例の収集・展開など、地方公共団体が迅速な対応を行えるよう必要な方策を講じる」とこととされました。

これを受け、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）及び水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）（以下「大気汚染防止法等」という。）に基づき届出が必要な施設の設置及び構造変更等について、事務処理の迅速化に資する取組や工夫の事例を整理し、また、審査事務に係る照会事例等（以下「事務処理の迅速化に資する取組等」という。）を別紙のとおり取りまとめました。

ついては、大気汚染防止法等の届出に関する措置について、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の届出に関する措置について」（平成 9 年 9 月 24 日付け環大規第 232 号・環水規第 309 号）により既に貴職あて通知しているところですが、貴職におかれましては事務処理の迅速化に資する取組等を参考に引き続き審査期間の短縮に努めるようお願いいたします。

また、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく届出対象施設の設置・構造変更等の届出についても、同様の趣旨から、事務処理の迅速化に資する取組等を参考に、審査期間の短縮に努めていただくようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

別紙 1

大気汚染防止法 Q & A 集

環境省水・大気環境局大気環境課

日ごろから疑問に感じている事項及び自治体担当者や事業者から環境省に寄せられているばい煙排出規制に係る大気汚染防止法令の疑義を分野別に取りまとめ、回答を整理した。なお、整理した分野はばい煙発生施設に関連する事項とした。

表 整理した Q & A の内容

分野区分 整理した Q & A の内容

1. 定義 (法 2 条関連)

(1) ばい煙発生施設 (2) 重油換算の方法 (3) 火格子 (4) 焼却能力

2. 排出基準 (法 3 条、法 4 条関連)

(1) 排出口 (2) K 値規制 (いおう酸化物の排出基準)

3. 総量規制基準 (法 5 条の 2 関連)

(1) 総量規制基準の算定方法

4. ばい煙発生施設の 設置の届出 (法 6 条関連)

(1) 届出全般 (2) 複合施設の取扱い (記載値) (3) 変更届出

5. ばい煙量等の測定 (法 16 条関連)

(1) 測定回数 (2) 測定方法 (3) 測定結果

6. 事故時の措置 (法 17 条関連)

(1) 特定施設

1. 定義 (法 2 条関連)

(1) ばい煙発生施設

規制対象について a. ばい煙発生施設に脱臭炉が設置されている。脱臭炉では消化ガスを燃料としてバーナーによる燃焼を行い、脱臭している。燃料使用量は、重油換算で 50L/h 以上となるが、ばい煙発生施設に該当するか。 b. ばい煙発生施設からの排ガスについて、排ガス処理後に白煙防止装置を設置している施設がある。構造は直火炉型で、バーナー燃焼により白煙防止を図っている。燃料使用量は重油換算で 50L/h 以上となるが、ばい煙発生施設に該当するか。 回答 a, b: ばい煙発生施設の排ガスを処理するための施設は、施行令別表第 1 に該当する施設がないため、ばい煙発生施設にはあたらない。

(2) 重油換算の方法

LPG の重油換算の方法 LPG を燃料として使用する金属溶解炉の規模要件の判断において、バーナーの燃焼能力を重油換算する場合、LPG の発熱量を液体、気体のどちらで算出すべきか。 回答 昭和 46 年 8 月 25 日付け、環大企第 5 号第 1 の 2 に示す燃料の燃焼能力の重油換算に係る取扱いのうち、重油 10L あたりが、ガス燃料 16m<sup>3</sup> に相当するものとして取り扱われたい。なお、ガス燃料となるかは、標準状態 (1 気圧、温度零度) の状態で判断するものとする。

(3) 火格子

一部傾斜した火格子について 一部が傾斜していて、全体の水平投影面積は、規模要件に満たない

施設があるが、これはばい煙発生施設に該当しないのか。 回答 該当しない。

火床について ガス化燃焼方式の廃棄物焼却炉について、空気の供給量や火床の穴の面積が、実際の火格子燃焼方式のものより小さく異なる場合でも、少しでも火床の穴から空気を供給していれば火格子とみなしてよいか。 回答 火床の板に穴が開いていて、下から空気を供給することができるものは、火格子として取り扱ってきている。なお、この場合の火格子面積は、炉床面積を火格子面積として取り扱うこと。

#### (4) 焼却能力

焼却能力について 複数の廃棄物（廃プラスチック、汚泥、紙ごみ）を様々な割合で同時に焼却処理できる炉の場合、何を燃やすかによって焼却能力（kg/h）も変化する。どのように判断すればよいか。 回答 1時間あたり最大の処理量で判断すべきである。

### 2. 排出基準（法3条、法4条関連）

#### (1) 排出口

煙突高さの求め方 ばい煙発生施設の  $S0 \times$  排出基準を計算する際、斜め吹き出しの煙突から排出される  $S0 \times$  排出基準の計算方法について、計算式が存在しないことから、どのような計算方法をとるべきか。 回答 変形煙突であるとして、 $H_e = H_0$  としても差し支えない。なお、 $H_m$ 、 $H_t$  が客観的に見て正しく算出されるのであれば、その値を用いてもよい。基本的には排出口の向き（角度）に応じた排煙上昇高さ（垂直成分）を求め、有効排出口高さを求めればよいと思料するが、排ガス流速、排ガス温度も考慮したうえで判断されたい。

#### (2) K値規制（いおう酸化物の排出基準）

市町村合併後のK値 市町村合併後のK値はどのようにすればよいか。また、元の市町村名が残る場合ではなく、新たな市町村名ができる場合はK値をどのようにすればよいか。 回答 市町村合併が行われた場合のK値適用については、合併する前に各々の地域（市町村）に適用されていたK値が合併後においても適用される。「大気汚染防止法施行令別表第3」に掲げるK値は同表の備考に、「この表に掲げる区域は、昭和51年9月1日における行政区画その他の区域又は道路によって表示されたものとする。」とされており、その後に行政区域変更があった場合は、昭和51年9月1日時点の地域に該当するK値を適用することとなる。

### 3. 総量規制基準（法5条の2関連）

#### (1) 総量規制基準の算定方法

原燃料の使用量について「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」（昭和50年2月24日、環大規第24号）第3の1(2)によれば、 $W$ の値は、原則として定格の原燃料使用量とすること。ただし、定格使用量と通常の使用量（季節別、昼夜別に変動がある場合には変動する量の最大値）に大きな差があり、定格使用量を用いると不公平が生じる場合には、通常使用量を用いることができる。とされている。年数回の施設立ち上げ時にのみ補助バーナーを使用する施設については、補助バーナー分を加えた燃料使用量を「通常の使用量」とみなし  $W$  とすべきか。 回答 通常、ばい煙発生施設の規模要件の算定等に当たっては、立ち上げ時のみの補助バーナーの燃料は燃料使用量から除いている。また、(b)の記述は、定格使用量と比べ、通常の使用量が少ない場合に勘案すべき事項である。従って、補助バーナー分を含めない「定格燃料使用量」を  $W$  とされたい。

2つの指定地域となる場合の扱い 同一の工場で、指定地域をまたがって、ばい煙発生施設を設置する場合、総量規制基準はどのように設定すべきか。 回答 総量規制基準は、指定地域において指定ばい煙を排出する工場又は事業場（特定工場等）において発生する指定ばい煙について定められているので（法第5条の2参照）照会の例のように同一の工場が2つの指定地域の境界をまたがっている場合には、総量規制基準等はそれぞれの指定地域内にある施設について別々に適用されることとなる。

#### 4．ばい煙発生施設の設置の届出（法6条関連）

##### (1) 届出全般

同一施設の届出について 廃止届出を行ったが撤去していない焼却炉について、事業者のその後の事情変化により、再度使用する場合に、設置届出、使用届出のいずれになるか。 回答 設置届出が必要である。法第11条に規定する廃止届け出は、一般的には撤去する場合を含め、ばい煙発生施設を永久に使用しない又はばい煙発生施設をばい煙発生施設の用途として使用しない場合に行う手続きである。また、法第7条第1項に規定する届出は、既設で法規制対象外のばい煙を排出する施設が、法改正等により法規制対象のばい煙発生施設となった場合に行う手続きである。照会のあった施設は、そもそも法規制対象であるものを廃止したものであるから、当該施設の使用にあたっては、法第6条に基づく新たな設置届出が必要である。その際には、当然のことながら、当該施設の排出基準は、最新の基準が適用される。

情報公開請求について 大気汚染防止法に基づく届出書の情報公開要望が住民から出されているが、開示して良いか 回答 公開条例等により判断されたい

##### (2) 複合施設の取扱い（記載値）

集合煙突の排ガス量 1つの煙突に2つの施設の排ガスが流れ込む場合の排出ガス量の届出をどのようにすべきか。 回答 届出は施設の排出ガス量を把握するものであるため、それぞれの施設単体の排出ガス量を記入されたい。

(3) 変更届出 仮設煙突の取扱い 煙突の建て替え工事期間中に仮設煙突から排煙する計画がある。

(a) 仮設煙突についても変更届出が必要か。 (b) 仮設煙突が低くてK値をクリア出来ない場合認められるか。 回答 (a)法第6条第1項の4号～6号に掲げる事項に変更がある場合には原則として変更届出が必要である。(b)認められない。

同一仕様の煙突立て替えについて 煙突を老朽更新で立て替えた。この際に立て替えた煙突が立て替え前の旧の煙突の仕様（同じ場所、同一構造、同じ高さ）と同じものとなっている。この際に大気汚染防止法第8条（ばい煙発生施設の構造等の変更の届出）に基づく、変更届出は必要となるか。

回答 様式第1別紙3の「設置年月日」が変更される場合にあっては、法第8条（ばい煙発生施設の構造の変更の届出）に基づき、施設の変更の届出が必要となる。

#### 5．ばい煙量等の測定（法16条関連）

(1) 測定回数 休止中の取扱い 大気汚染防止法施行規則第15条では「1年間につき継続して休止する期間が6月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年1回以上」とあるが、1年以上休止中の施設も測定は年1回以上なのか。 回答 休止中の施設は、ばい煙を排出しないため、測定の必

要はない。

#### (2) 測定方法

自動測定器の取扱い 総量規制等で、事業者が自動測定器を設置しているが、その結果をもって法第 16 条で定めるばい煙量等の測定を行ったとみなせるのか。 回答 自動測定結果の取扱いについて、施行規則に定める測定方法として認められている分析法であれば、その結果を法第 16 条で定めるばい煙量等の測定に用いることは差し支えない。ただし、SOx に関しては、SO2 から SOx への換算が必要であることから、排ガスの SOx と SO2 の比率が一定である場合に限られること、排ガス量の測定を併せて行い、単位換算することなどが必要となる(昭和 46 年 8 月 25 日、環大 企第 5 号)。

複数ある排出口の選定について 排出口(煙突経路)が 2 箇所あるばい煙発生施設の測定について、次のいずれで指導すればよいか。(a)各々の排出口で測定させる。(b)両方を測定してみて同一の性状と認められれば片方のみで測定する。 回答 排出口すべてについて排出基準を満たすことが必要である。

複数ある排出口の選定について 1つの施設が複数の排出口を有するときには、個々の排出口ごとに測定すべきであるが、施設構造上ばい煙濃度が最も高いと推察される排出口が明確な場合、その排出口で基準を満足していれば他の排出口で測定をする必要はないと考えるがどうか。 回答 排出口すべてについて排出基準を満たすことが必要である。

#### (4) 測定結果

計量証明について 社内分析による結果について計量証明が必要か。 回答 環境計量証明書は、施行規則で定める測定方法による社内分析の結果を法第 16 条に定めるばい煙量等の測定結果とする場合は不要であるが、第三者に委託等を行う場合には計量法の規定により計量証明書が必要である。

電子ファイルによる保存について 大気汚染防止法第 16 条のばい煙等の測定結果を電子ファイルで保存してもよいか。 回答 大気汚染防止法第 16 条で「ばい煙排出者は環境省令で定めるところにより、…、その結果を記録し、これを保存しなければならない。」と記述され、大気汚染防止法施行規則第 15 条第 2 項第 1 号で「前項各号の測定(…)の結果は、様式第 7 によるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を 3 年間保存すること。」同項 第 2 号で「前項第 1 号及び第 4 号の常時の測定の結果は、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙発生施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を 3 年間保存すること。」と記述されている。大気汚染防止法施行規則第 15 条第 2 項第 1 号 若しくは、第 2 号に定められた様式の型式、内容を記載できれば電子ファイルで保存することも可能と考える。

## 6. 事故時の措置(法 17 条関連)

### (1) 特定施設

特定物質の発生について 大気汚染防止法第 17 条には「…物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち…政令で定めるもの「特定物質」を発生する施設「特定施設」…」と規定されている。特定物質として、掲げられているものを原料として扱う施設は、特定施設となるか。

回答 政令に定める 28 物質のうちいずれかが物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生するおそれのある施設はすべて含める。

(以下略)

## 廃棄物処理法の規制

(火葬場からの排出に関連する部分を抜粋)

### 1. 廃棄物処理法と廃棄物の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)は、産業廃棄物を含めた廃棄物全般の処理責任や処理基準を明確化し、廃棄物処理の基本体制を整備して生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律である。1970年の第64回臨時国会(通称:公害国会)において、従前の「清掃法」(1954)を全面改正する形で制定され、累次の改正を経て今日に至っている。

同法は、廃棄物<sup>1</sup>を「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の2つに区分し、それぞれ責任の所在と処理方法を規定している。

「産業廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた20種類と、輸入された廃棄物をいう(法第2条第4項)。その処理責任は排出事業者に課せられている(法第3条第1項)。産業廃棄物のうち、爆発性や毒性、感染性等の人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれのある廃棄物を「特別管理産業廃棄物」と規定し(法第2条第5項)、通常の廃棄物よりも厳しい規制下に置いている。

「一般廃棄物」は、産業廃棄物以外の廃棄物を指し(法第2条第2項)、その処理は市町村の責務となっている(法第4条第1項)。こちらも、爆発性や毒性、感染性等の人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれのある廃棄物について「特別管理一般廃棄物」と規定し(法第2条第3項)、通常の廃棄物よりも厳しい規制下に置いている。

整理すると、次頁の図のようになっている。

<sup>1</sup> 廃棄物処理法において「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。))と定義されている(法第2条第1項)。すなわち、不要物であり、かつ、そのものが他人に有償で売却することができなくなったものである。



## 廃棄物の種類

### 廃棄物

**産業廃棄物** 工場や事業場などの事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法律で定める20種類と、輸入された廃棄物

- 1 燃え殻
- 2 汚泥
- 3 廃油
- 4 廃酸
- 5 廃アルカリ
- 6 廃プラスチック類
- 7 紙くず
- 8 木くず
- 9 繊維くず
- 10 動植物性残さ
- 11 動物系固形不要物
- 12 ゴムくず
- 13 金属くず
- 14 ガラスくず、コンクリートくず（16を除く）及び陶磁器くず
- 15 鉱さい
- 16 がれき類（工作物の新築・改築・除去に伴って生ずるコンクリートの破片等）
- 17 動物のふん尿
- 18 動物の死体
- 19 ばいじん
- 20 「1～19又は21」を処理したもので「1～19」に該当しないもの
- 21 輸入された廃棄物

\* 7, 8, 9, 10, 11, 17, 18は、排出される業種が限定されています。

#### 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物であって、人の健康や生活環境に被害を与えるおそれのあるもの

（感染性廃棄物、揮発油類等 pH2.0以下の廃酸、特定有害産業廃棄物 など）

#### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物

家庭生活に伴って生じた廃棄物

事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物に該当しないもの）

#### 特別管理一般廃棄物

一般廃棄物であって、人の健康や生活環境に被害を与えるおそれのあるもの（感染性廃棄物など）

資料出所：北海道環境生活部：廃棄物処理法の概要（平成27年4月改訂）

## 特別管理産業廃棄物の種類

種類	内容
(1) 廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点 70 未満の燃焼しやすいもの）
(2) 廃酸	著しい腐食性を有するもの（pH2.0 以下のもの）
(3) 廃アルカリ	著しい腐食性を有するもの（pH12.5 以上のもの）
(4) 感染性産業廃棄物	医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動等に伴い発生した産業廃棄物のうち、排出後に人に感染性を生じさせるおそれのある病原微生物が含まれ、もしくは付着し、またはそのおそれのあるもの
(5) 特定有害産業廃棄物	
廃 PCB 等	廃 PCB（原液）及び PCB を含む廃油
PCB 汚染物	1. PCB が塗布された紙くず 2. PCB が染み込んだ汚泥、紙くず、木くず及び繊維くず 3. PCB が付着しまたは封入された廃プラスチック類、金属くず 4. PCB が付着した陶磁器くず、がれき類
PCB 処理物	廃 PCB 等または PCB 汚染物を処分するために処理したもので、以下の基準を満たさないもの 廃油 PCB 0.5mg/kg 以下 廃酸、廃アルカリ PCB 0.03mg/L 以下 廃プラスチック、金属くず、陶磁器くず、PCB の付着または封入が無いこと ・洗浄液試験法（洗浄液：0.5mg/kg 以下） ・ふきとり試験法（面積：0.1 μg/100cm <sup>2</sup> 以下） ・部材採取試験法（部材：0.01mg/kg 以下） 上記以外（汚泥、燃え殻、ばいじん） PCB 0.003mg/L 以下
指定下水汚泥	環境省令で定める判定基準（ ）に適合しない有害物質を含むもの
鉱さい	環境省令で定める判定基準（ ）に適合しない有害物質を含むもの
廃石綿等	1. 建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事に用いられ、廃棄されたプラスチックシートなど 2. 大気汚染防止法の、特定粉じん発生施設において生じたものであって、集じん装置で集められた飛散性の石綿など
ばいじん、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、汚泥	・政令で定められた一定の施設から排出される、環境省令で定める判定基準（ ）に適合しない、ばいじん、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、汚泥またはこれらの処理物 ・輸入廃棄物の焼却炉ばいじん、燃え殻、排ガス洗浄汚泥またはこれらの処理物
廃油	・政令で定められた一定の施設から排出される、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロ+D33 エタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン（いずれも廃溶剤に限る。濃度には関係ない。）またはこれらの処理物

資料出所：環境省資料より作成

「環境省令で定める判定基準」は次頁に掲載

= 火葬場に関連する廃棄物

有害物質	燃え殻、ばいじん、鉱さい (値を超えるもの) (溶出 mg/L)	汚泥、産業廃棄物を処分 するために処理したもの (値を超えるもの) (溶出 mg/L)	廃酸・廃アルカリ (値を超えるもの) (溶出 mg/L)
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
水銀またはその化合物	0.005	0.005	0.05
カドミウムまたはその化合物	0.3	0.3	1
鉛またはその化合物	0.3	0.3	1
有機燐化合物		1	1
六価クロム化合物	1.5	1.5	5
砒素またはその化合物	0.3	0.3	1
シアン化合物		1	1
PCB		0.003	0.03
トリクロロエチレン		0.3	3
テトラクロロエチレン		0.1	1
ジクロロメタン		0.2	2
四塩化炭素		0.02	0.2
1,2-ジクロロエタン		0.04	0.4
1,1-ジクロロエチレン		0.2	2
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4	4
1,1,1-トリクロロエタン		3	30
1,1,2-トリクロロエタン		0.06	0.6
1,3-ジクロロプロペン(D-D)		0.02	0.2
チウラム		0.06	0.6
シマジン(CAT)		0.03	0.3
チオベンカルブ(ベチオカーブ)		0.2	2
ベンゼン		0.1	1
セレンまたはその化合物	0.3	0.3	1
ダイオキシン類	燃え殻、汚泥、ばいじん 3ng-TEQ/g 廃酸、廃アルカリ 100pg-TEQ/L		

資料出所：環境省資料より作成

= 火葬場に関連する有害物質

## 2．排出事業者の処理責任

### (1) 排出事業者責任

廃棄物処理法は、第3条において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定め、事業者に対し、事業系一般廃棄物<sup>2</sup>を含めた廃棄物全般の適正処理を義務づけている（排出事業者責任）。事業者は、廃棄物を自ら処理するか、廃棄物処理法に基づき定められた基準に従って、処理業者や再生利用業者、市町村等に処理を委託する必要がある。

### (2) 産業廃棄物の事業者「自己処理」原則

わけても産業廃棄物に関しては、「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない」（法第11条第1項）として、排出事業者による自己処理の原則を強調している。自己処理するにあたって、事業者は、「産業廃棄物処理基準」「産業廃棄物保管基準」を順守しなければならない（法第12条第1項～第2項）。

排出事業者による自己処理が原則ではあるが、自ら処理することができない場合は、外部委託を条件つきで認めている。

条件とは、委託先が都道府県の許可を受けた業者等であること（法第12条第5項・第12条の2第5項）、委託基準を遵守すること（法第12条第6項・第12条の2第6項）、廃棄物の引き渡しの都度、委託先業者に「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を交付し、委託処理終了後に業者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受け、処理終了を確認すること（法第12条の3）、処理状況に関する確認を行い、最終処分が終了するまでの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずること（法第12条第7項・第12条の2第7項）の4点である。委託にあたっては、「収集運搬業者」「処分業者」それぞれとの直接契約を書面で交わすものとし、同契約書は契約終了後も5年間保存しなければならない（委託の詳細は後述）。

なお、委託した産業廃棄物について、不法投棄等の不適正処理が行われ、生活環境の保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められる場合、排出事業者がその支障の除去または支障発生の防止のために必要な措置をとるよう命ぜられることがある。

また、処理を委託する場合であっても、排出事業場から搬出されるまでの間は、保管基準に従い、産業廃棄物が保管場所から飛散・流出・地下浸透したり悪臭が発散したりしないよう適正な管理を行わなければならない（保管の詳細は後述）。

#### 【罰則等】

##### ・ 廃棄物の投棄禁止違反及び同未遂

…廃棄物を捨てた者は、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金、またはこの併科。廃棄物を捨てようとした者も、同様の罰則が適用される（法第25条第1項第14号、第2項）。措置命令（19P参照）の対象となる。（法第19条の4）

<sup>2</sup> 事業系一般廃棄物についても事業者が自己処理することが原則であるが、一般廃棄物処理許可の有無や、中小規模事業者対策の関係などから、多くの自治体が事業系一般廃棄物についても収集・処理を実施している

・**処理基準違反**

…産業廃棄物の処理基準・保管基準に違反した者は、改善命令または措置命令の対象となる。

・**委託基準違反**

…排出事業者が、許可を有しない業者に処理を委託した場合は、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金、またはこの併科（法第25条第1項第6号）。措置命令の対象となる。

…排出事業者が、委託基準に違反して処理を委託した場合は、3年以下の懲役もしくは、300万円以下の罰金、またはこの併科（法第26条第1号）。措置命令の対象となる。

・**マニフェスト不交付・未記載・虚偽記載**

…排出事業者が、マニフェストを交付せず、または必要な事項を記載せず、もしくは虚偽の記載をしてマニフェストを交付した場合は、6月以下の懲役、または50万円以下の罰金(法第29条第3号)、措置命令の対象となる。

・**改善命令違反**

…改善命令に違反した者は3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金に処し、またはこれを併科（法第26条第1項第2号）。

・**措置命令違反**

…措置命令に違反した者は5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科（法第25条第1項第5号）。

上記は行為者に対する処罰。法人の業務として行った場合、法人に対しても、それぞれの項目の罰金刑が科せられる。ただし、廃棄物の投棄禁止違反及び同未遂については3億円以下の罰金刑が科せられる

(3) **特別管理産業廃棄物を排出する事業者の義務**

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場であれば、上掲のほか、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置義務 帳簿備付け・記載・保存義務がある。

「特別管理産業廃棄物管理責任者」は、事業場ごとに置く必要があり、環境省令で定める資格（下記表）を有する者を充てなければならない（法第12条の2第8項・第9項）。

**特別管理産業廃棄物管理責任者の資格・要件**

2年以上、法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

大学の理学、薬学、工学または農学卒で衛生工学または化学工学に関する科目を履修+実務経験（廃棄物の処理に関する技術上の実務。以下同じ）2年以上

大学の理学、薬学、工学または農学卒で衛生工学または化学工学以外の科目を履修+実務経験3年以上

短期大学または高等専門学校の理学、薬学、工学または農学卒で衛生工学または化学工学に関する科目を履修+実務経験4年以上

短期大学または高等専門学校の理学、薬学、工学または農学卒で衛生工学または化学工学以外の科目を履修+実務経験5年以上

高校の土木科または化学科の学科を履修+実務経験6年以上

高校卒で理学、工学または農学の科目を履修+実務経験7年以上

実務経験 10 年以上

～ と同等の知識を有すると認められる者( 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を修了した者 )

帳簿については、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、以下の項目を記載しなければならない。

区分	記載事項	記載期限
運搬	1. 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2. 運搬年月日 3. 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4. 積替えまたは保管を行う場合には、積替えまたは保管の場所ごとの搬出量	翌月末まで
処分	1. 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2. 処分年月日 3. 処分方法ごとの処分量 4. 処分(埋立処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量	翌月末まで

#### 【罰則】

##### ・産業廃棄物等管理責任者設置義務違反

…特別管理産業廃棄物を生ずる事業場であって、特別管理産業廃棄物管理責任者を置いていない場合は、30 万円以下の罰金に処せられる(法第 30 条第 5 号)。

##### ・帳簿等備付け・記載・保存義務違反

…特別管理産業廃棄物を生ずる事業場であって「帳簿を備えていない」「帳簿に記載しない」「虚偽の記載をした」「帳簿を保存しない」場合は、30 万円以下の罰金に処せられる(法第 30 条第 1 号)。

上記は行為者に対する処罰。法人の業務として行った場合、法人に対しても、それぞれの項目の罰金刑が科せられる。

### 3 . 産業廃棄物の保管について

上述のとおり、産業廃棄物は、収集運搬または処分されるまでの間、産業廃棄物保管基準に従って、保管施設等で生活環境保全上支障が生じないよう適正に保管する必要がある(法第 12 条第 2 項)。産業廃棄物の保管基準は、次のとおりとなっている(施行規則第 8 条)。

#### 産業廃棄物の保管基準

##### 1. 保管場所は、次の要件を満たすこと。

イ 周囲に囲いが設けられていること。廃棄物の負荷が直接かかる場合は、構造耐力上安全であること。

ロ 見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板が設けられていること。

60cm × 60cm 以上であること。

次の事項を表示していること。

- ・ 廃棄物の保管場所である旨
- ・ 保管する廃棄物の種類
- ・ 保管場所の管理者の氏名または名称、連絡先（管理担当課名、TEL）
- ・ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積み上げ高さ

## 2. 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止のために、次の措置を講ずること。

イ 汚水が生ずるおそれがある場合は、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設け、かつ、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

ロ 屋外において容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた廃棄物の高さが以下の高さを超えないようにすること。

a 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下。

b 廃棄物が囲いに接する場合（直接、壁に負荷がかかる場合）、囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下とし、2m以上の内側は勾配50%以下とする。（勾配50%とは、底辺：高さ = 2:1の傾きで約26.5度）

ハ その他必要な措置

## 3. 保管場所は、ねずみが生息し、蚊・はえ・その他の害虫が発生しないようにすること。

なお、特別管理産業廃棄物の保管にあたっては、上記の産業廃棄物の保管基準がそのまま適用されるほか、以下の措置を講ずることが定められている（施行規則第8条の13）。

### 特別管理産業廃棄物の保管基準

- ・ 特別管理産業廃棄物がその他のものと混合するおそれのないよう、仕切りを設けるなどの措置を講じる。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混在する場合で、それ以外のものが混入するおそれのない場合は、この限りではない。
- ・ 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB 汚染物または PCB 処理物は、容器に入れて密封するなど、揮発防止および高温にさらされないための措置を講じる。
- ・ 特別管理産業廃棄物である廃酸または廃アルカリは、容器に入れて密封するなど、腐食を防止するための措置を講じる。
- ・ PCB 汚染物であって環境大臣が定めるものは、人の健康または生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。
- ・ PCB 汚染物または PCB 処理物は、その腐食防止のための措置を講じる。
- ・ 特別管理産業廃棄物である廃石綿は、梱包するなど飛散防止のための措置を講じる。
- ・ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れて密封するなど、腐敗防止のための措置を講じる。

### 【行政処分 / 罰則】(再掲)

- ・ 処理基準違反

...産業廃棄物の処理基準・保管基準に違反した者は、改善命令または措置命令の対象となる。

• **改善命令違反**

...改善命令に違反した者は 3 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金に処し、またはこれを併科（法第 26 条第 1 項第 2 号）。

• **措置命令違反**

...措置命令に違反した者は 5 年以下の懲役もしくは 1000 万円以下の罰金に処し、またはこれを併科（法第 25 条第 1 項第 5 号）。

上記は行為者に対する処罰。法人の業務として行った場合、法人に対しても、それぞれの項目の罰金刑が科せられる。



## 4. 委託について

既述のとおり、排出事業者は産業廃棄物・特別管理産業廃棄物を自ら処理することができない場合は、定められた基準により外部委託することができる。

### (1) 委託先業者の選定

委託にあたっては、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理事業者等<sup>3</sup>に委託しなければならない。また、委託しようとする産業廃棄物の処理が、当該処理業者の業務範囲に含まれていなければならない。排出事業者は、これらを確認した上で委託する必要がある(施行令第6条の2第1号、第2号)。確認は、公的機関が作成する許可業者等の名簿や許可証の確認、許可権者等への照会等確実な手段により行うものとする。

### (2) 委託先業者との契約

#### 1) 二者間契約の遵守

委託は、「収集運搬に関する委託」と「処分に関する委託」で別個のものとして扱い、それぞれ収集運搬に関する委託契約については排出事業者 収集運搬業者間で、処分に関する委託契約については排出事業者 処分業者間というように、二者間で取り交わさなければならない(法第12条第5項、法第12条の2第5項)。ただし、収集運搬及び処分を行う者が同一の相手方である場合は、この限りではない。

#### 2) 再委託の禁止

また、受託した処理事業者が、契約当事者でない第三者に下請けに出す「再委託」は禁じられている(法第14条第14項/法第14条の4第16項)。

ただし、再委託基準<sup>4</sup>に適合した手続きにより実施する場合(施行令第6条の12/同第6条の15)および受託者が改善命令、措置命令を受けた場合(施行規則第10条の7/同第10条の19)については、再委託が認められている。

<sup>3</sup> 施行規則第8条の2の8及び第8条の3に定める者。具体的には 産業廃棄物の処分をその事務として行っている市町村・都道府県、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみを処理を業として行う者、産業廃棄物の再生利用を行い、環境大臣の認定を受けた者、環境省令で定める産業廃棄物の広域的な処理を行い(行う予定で)環境大臣の認定を受けた者、産業廃棄物の無害化処理を行い(行う予定で)環境大臣の認定を受けた者、施行規則第9条及び10条の3各号に掲げる「産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者」「産業廃棄物処分業の許可を要しない者」

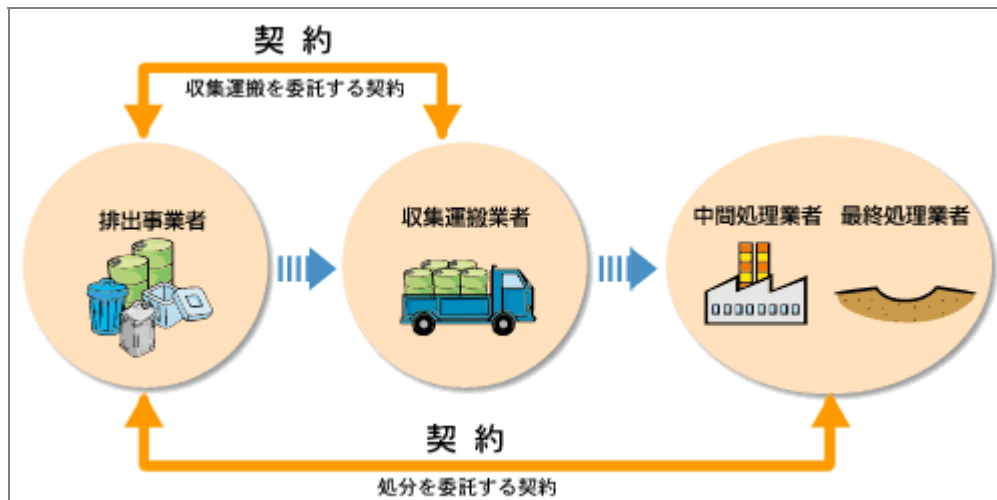
<sup>4</sup> 産業廃棄物の再委託基準は次のとおり。

1. あらかじめ、排出事業者から委託を受けた者(受託者)は排出事業者に対して、再委託を受ける者(再受託者)の氏名・名称、及びその再委託が委託基準に適合していることを明らかにすること
2. あらかじめ排出事業者の書面による承諾を得ておくこと
3. その書面には次の事項が含まれていること
  - (1)委託した産業廃棄物の種類及び数量
  - (2)受託者の氏名または名称、住所及び許可番号
  - (3)承諾の年月日
  - (4)再受託者の氏名または名称、住所及び許可番号
4. 受託者は再受託者に対し委託契約書記載事項を記載した文書を交付すること
5. その他、委託基準に適合していること(受託者・再受託者間の書面契約が必要)
6. 排出事業者は、承諾書の写しを承諾日から5年間保存しなければならないこと

特別管理産業廃棄物の処理の再委託にあたっては、上記に加え、委託しようとする業者に対して、あらかじめ、廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取扱い上の注意について文書により通知しておく必要がある。

とはいえ、再委託はあくまで例外という扱いであり、排出事業者には、廃棄物の横流しや処理の丸投げが行われないように、処理業者の能力をそれぞれ確認したうえで、必要な処理を適正に行う能力を持った業者と直接契約を結ぶ責務がある。

### 産業廃棄物の委託処理にかかる契約



資料出所：財団法人食品産業センターHP「ご存知ですか、マニフェスト制度」

### 3) 書面による契約締結

委託契約は必ず書面により行い、契約終了の日から5年間保存しなければならない。契約書に記載すべき事項と添付すべき書類は以下の通り(施行令第6条の2第4号および施行規則第8条の4の2)。

#### 契約書の共通記載事項

1. 委託する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類および数量
2. 委託契約の有効期間
3. 委託者が受託者に支払う料金
4. 受託者の事業の範囲
5. 委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報
  - (ア) 性状および荷姿
  - (イ) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
  - (ウ) 他の廃棄物の混合等により生ずる支障に関する事項
  - (エ) 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークの表示に関する事項
  - (オ) 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その事項
  - (カ) 特定産業廃棄物が含まれる場合には、その事項(放射性物質汚染対処特措法施行規則附則第5条)
  - (キ) その他、取り扱いに関する注意事項
6. 委託契約の有効期間中に前項の情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項
7. 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
8. 契約解除時の処理されない産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の取り扱いに関する事項

#### 運搬委託契約書の記載事項

1. 運搬の最終目的地の所在地

2. (積替保管をする場合には) 積替えまたは保管の場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限に関する事項
3. (安定型産業廃棄物の場合には) 積替えまたは保管の場所において、他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項

【添付書類】

受託者の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業許可証の写し、または環境大臣の認定証の写し等(施行令第6条の2第4号および施行規則第8条の4)

### 処分委託契約書の記載事項

- 1) 処分または再生の場所の所在地、処分または再生の方法および処理能力
- 2) 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法および処理能力

【添付書類】

受託者の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分業許可証の写し、または環境大臣の認定証の写し(施行令第6条の2第4号および施行規則第8条の4)

なお、特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合は、委託しようとする業者に対して、あらかじめ、廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取扱い上の注意について文書により通知しておく必要がある(施行令第6条の6第1項、施行規則第8条の16)。

## 【罰則等】(再掲)

### ・委託基準違反

…排出事業者が、許可を有しない業者に処理を委託した場合は、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金、またはこの併科(法第25条第1項第6号)。措置命令の対象となる。

…排出事業者が、委託基準に違反して処理を委託した場合は、3年以下の懲役もしくは、300万円以下の罰金、またはこの併科(法第26条第1号)。措置命令の対象となる。

### ・措置命令違反

…措置命令に違反した者は5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科(法第25条第1項第5号)。

上記は行為者に対する処罰。法人の業務として行った場合、法人に対しても、それぞれの項目の罰金刑が科せられる

## (3) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付

産業廃棄物の処理を業者に委託する排出事業者は、産業廃棄物の引渡しの都度、「産業廃棄物管理票」(マニフェスト)を委託業者に交付しなければならない<sup>5</sup>。それも、“どんぶり勘定”のものではなく、廃棄物の種類<sup>6</sup>、運搬先ごとに細かく区分し、それぞれ産業廃棄物の名称、運搬業者名、処分業者名、最終処分を行う場所の所在地、取扱い上の注意事項などを記載する必要がある。

これは、委託してもなお、排出事業者が自ら出した産業廃棄物について適正処理がなされるよう関与し続ける枠組みとして、平成5年度から導入された制度で、「マニフェスト制度」と称される。制度導入当時は特別管理産業廃棄物だけに適用されていたが、今日では全産業廃棄物について適用されている。

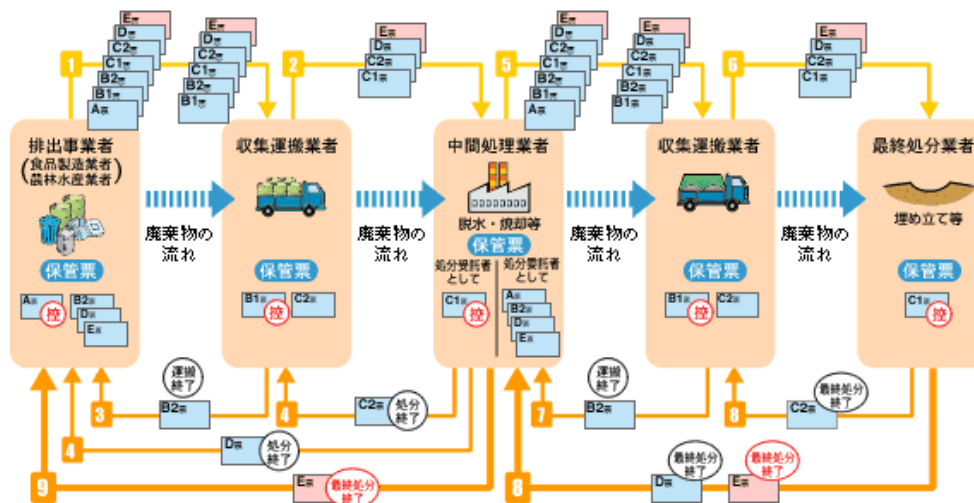
### 1) 産業廃棄物とマニフェストの流れ

マニフェストは複写式となっていて、控えを切り離しながら最終的な処分がされるまで廃棄物とともに運ばれていき、運搬 中間処分 運搬 最終処分という各段階の処理が終了するたびに、その旨を記してそれぞれ10日以内に“川上”の業者や排出事業者にもマニフェストを返信する流れとなっている。これによって、“川下”で廃棄物が適正に処理されていることを排出事業者が把握する。

## 産業廃棄物とマニフェストの流れ

<sup>5</sup> 例外的に、以下の処理業者に委託する場合は、マニフェストを交付しなくてもよい。専ら再生利用の目的となる産業廃棄物(古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維)のみの収集運搬または処分を業として行う者、環境大臣の広域認定あるいは再生利用認定を受けている者、都道府県知事の再生利用個別指定を受けている者等

<sup>6</sup> シュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合している場合は、これを1つの種類として交付して差し支えない。



資料出所：岐阜県パンフレット「産業廃棄物の適正な取り扱いについて - 排出事業者の処理責任（概要） - 」

## 2) 処理終了の確認と都道府県への報告義務

マニフェストを交付した排出事業者は、交付後 90 日以内に<sup>7</sup>、委託した産業廃棄物の中間処理が終了したことをマニフェストで確認し、また交付後 180 日以内<sup>8</sup>に最終処分が終了したことを確認する義務を負う。

これらの期限を過ぎても処理業者からマニフェストによる処理終了報告がない場合には、排出事業者は、委託した産業廃棄物の処理状況を把握し、適切な措置（新たな処理を委託しない、委託契約を解除して他の処理業者等に処分を委託し直す、再委託基準に則って他の処理業者に再委託させる等）を講じたうえで、顛末を記した報告書を都道府県等に提出しなければならない（法第 12 条の 3 第 8 項）。

同様に、返送されたマニフェストに所定の事項が記載されていなかったり、虚偽の記載を発見した場合についても、上述の措置と都道府県への報告義務を果たさなくてはならない（法第 12 条の 3 第 8 項）。都道府県に報告書を提出する際の期限は、次のように規定されている。

区分	報告期限
送付期限内にマニフェストが返送されないとき	期限を経過した日から 30 日以内に報告
所定の事項が記載されていないマニフェストの返送を受けたとき	当該マニフェストの送付を受けた日から 30 日以内
虚偽の記載のあるマニフェストの返送を受けたとき	虚偽の記載があることを知った日から 30 日以内

## 3) 定期報告と保管

このほか、マニフェスト交付者は、毎年 6 月 30 日までに、前年の 4 月 1 日からその年の 3 月 31 日までの 1 年間に交付したマニフェストの状況について、事業場の名称・所在地 産業廃棄物の種類 排出量 管理票の交付枚数 運搬受託者の氏名・許可番号 処分受託者の氏名・許可番号等々を都道府県知事等に報告することが義務づけられている（法第 12 条の 3 第 7 項）。

<sup>7</sup> 特別管理産業廃棄物の場合は、交付後 60 日以内に確認すること

<sup>8</sup> 中間処理を経由せずに最終処分する場合は、交付後 90 日以内に確認すること

また控えとして切り取ったマニフェスト、“川下”の業者から返送されてきたマニフェストは5年間保管することが義務づけられている。

#### 4) マニフェストに記載する事項

マニフェストには以下の事項を記載する必要がある。

#### マニフェストの記載事項

交付年月日及び交付番号

事業者（排出者）の氏名または名称、住所

産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地

マニフェスト交付担当者の氏名

- ・実際にマニフェストの交付を担当した従業員の氏名を記載すること。

産業廃棄物の種類、数量、荷姿

- ・シュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合している場合は、その混合物の一般的な名称を記載して差し支えない。

- ・「数量」の記載は、重量、体積、個数などいずれの単位系でも差し支えない。

- ・「荷姿」は、バラ、ドラム缶、ポリ容器など具体的な荷姿を記載する。

- ・スレート板等の石綿含有産業廃棄物の処理を委託する際には、「産業廃棄物の種類」欄の余白に「石綿含有産業廃棄物」と記載し、他の建設廃棄物と区分して排出しなければならない。

最終処分を行う場所の所在地

- ・中間処理を委託する場合であっても記載する。

運搬または処分を受託した者（処理業者）の氏名または名称、住所

運搬先の事業場の名称及び所在地並びに積替えまたは保管を行う場合はその場所の所在地

#### 5) 電子マニフェスト

平成10年からは「電子マニフェスト」も導入されている。

電子マニフェスト制度は、紙に記載しているマニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWN E T））を介したネットワークで情報のやり取りを行う仕組みである。

電子マニフェストは、帳簿の作成が簡単、記載漏れの防止など、導入のメリットがあるとされる。詳細はJWN E Tのホームページを参照のこと。<http://www.jwnet.or.jp/>

#### 【罰則等】（一部再掲）

##### ・マニフェスト不交付・未記載・虚偽記載

…排出事業者が、マニフェストを交付せず、または必要な事項を記載せず、もしくは虚偽の記載をしてマニフェストを交付した場合は、6月以下の懲役、または50万円以下の罰金（法第29条第3号）、措置命令の対象となる。

##### ・マニフェスト保存義務違反

…排出事業者が、交付したマニフェストの写し、返送のあったマニフェストの写しを5年間保存していない場合は、6月以下の懲役、または50万円以下の罰金（法第29条第7号）、措置命令の対象となる。

##### ・勧告に係る措置命令違反

…排出事業者が、マニフェスト交付義務違反等に対する勧告に係る措置命令に違反した場合は、6月以下の懲役、または50万円以下の罰金（法第29条第13号）。

#### ・措置命令違反

…措置命令に違反した者は5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科（法第25条第1項第5号）。

上記は行為者に対する処罰。法人の業務として行った場合、法人に対しても、それぞれの項目の罰金刑が科せられる。

#### （４）「処理の状況」の確認

排出事業者の責任は、委託先の処理業者にマニフェストを付して産業廃棄物を引き渡しすれば終わり、ということではない。産業廃棄物処理法には「排出事業者は、産業廃棄物の運搬・処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行ったうえで、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」（法第12条第7項）と規定されており、最終処分終了に至るまでの注意義務を排出事業者が負うことが明文化されている<sup>9</sup>。

そのうえで、この「処理の状況」の確認方法として環境省は、委託業者から返送されるマニフェストによるもの（４-（３）-２）のほか、以下のような具体例を示している。

委託先の中間処理施設や最終処分場について、施設を実地に確認する

- ・委託した産業廃棄物の処分に係る施設が使用可能な状況にあるか（最終処分場の残余容量が十分か）
- ・施設外への廃棄物の飛散・流出はないか
- ・廃棄物保管場所での廃棄物の飛散・流出はないか
- ・（安定型最終処分場の場合）展開検査が適正に行われているか等

処理業者の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われていることを確認する

なお、都道府県（政令市）によっては、実地での確認を条例で義務づけているところもある。

これらの「処理の状況」の確認を通じて、不適正な処理が行われている事実を把握できた場合、排出事業者は、委託契約の解除や廃棄物の引渡し中止などの措置を講ずる必要がある。

#### （５）処理困難通知と「適切な措置」

委託先の処理業者の側で、委託された産業廃棄物の処理が困難になった場合（困難になるおそれがある場合）その旨の通知が処理業者から委託元の排出事業者へ発せられることになっている。具体的には、事故（保管上限超過）、事業の廃止、施設の休廃止、埋立終了、欠格要件該当、行政処分（改善命令は保管上限超過）などの場合で、事由発生から10日以内に通知することが処理業者に義務づけられている（法14条第13項及び14条の4第13項）。

この「処理困難通知」を受けた委託元の排出事業者は、速やかに処理の状況を把握し、適切な措置（新たな処理を委託しない、委託契約を解除して他の処理業者等に処分を委託し直す、再委託基準に

<sup>9</sup> 平成22年改正で追加された条項。委託元の排出事業者が委託先の処理施設に立ち入ることの法的裏付けともなっている。

則って他の処理業者に再委託させる等)を講じなければならない。なお、引き渡した産業廃棄物について処理終了のマニフェスト返送を受けていない場合は、処理困難通知を受けてから 30 日以内に、顛末を記した「措置内容等報告書」を知事(または政令市長)に提出する必要がある(法第 12 条の 3 第 8 項)。

委託元の排出事業者は、処理困難通知を受けて適切な措置を講じなかった場合、仮に処理を委託した産業廃棄物が不法投棄されるなどして「生活環境の保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがある」と認められたとき、その支障の除去または支障発生の防止のために必要な措置(撤去費用の負担など)をとるよう命ぜられることがある(措置命令)。すなわち、適切な措置を取らなかったことの「結果責任」を負わされる、ということである。

#### 【行政処分 / 罰則】

##### ・ 処理困難通知受領時またはマニフェスト未受領時等の適正措置義務違反

…処理を委託した産業廃棄物について、委託先の処理業者において処理基準に適合しない処理が行われて「生活環境の保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがある」と認められた場合、処理困難通知の受領時やマニフェスト未受領時等に適正な措置を取らなかった排出事業者は、措置命令の対象となる。

##### ・ 措置命令違反

…措置命令に違反した者は 5 年以下の懲役もしくは 1000 万円以下の罰金に処し、またはこれを併科(法第 25 条第 1 項第 5 号)。

上記は行為者に対する処罰。法人の業務として行った場合、法人に対しても、それぞれの項目の罰金刑が科せられる。



## 5 . 措置命令

(再掲となるが)処理を委託した産業廃棄物について、委託先の処理業者において処理基準に適合しない処理が行われて「生活環境の保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがある」と認められた場合、法令の定める以下の義務を果たしていない排出事業者は、措置命令の対象となる。すなわち、支障の除去または支障発生の防止のために必要な措置(撤去費用の負担など)をとるよう命ぜられることがある(法第19条の5)。

委託規準に違反する委託をした排出事業者

マニフェスト交付義務違反など、当該産業廃棄物の一連の処理の行程におけるマニフェストに係る義務に違反した排出事業者

また、上記事項に直接違反はしていなくても、不適正な処理を行った処理業者に資力がないなど、処理処分者等のみでは支障の除去等の措置を講ずることが困難である場合(または講じても十分でないとき)以下に該当する排出事業者は、措置命令の対象となる(法第19条の6)。

当該産業廃棄物の処理に関し、適正な対価を負担していない排出事業者

...その地域における当該産業廃棄物の一般的な処理料金の半値以下の料金で処理委託を行っており、かつ、当該料金に合理性があることを排出事業者が示せない場合

不適正な収集、運搬または処分が行われていることを知っていた(知ることができた)排出事業者  
...「知ることができた」とは、排出事業者等において、一般通常人の注意を払っていれば当該不適正処理が行われることを知り得たと認められる場合をいう。例としては、処理業者が、過剰保管等を理由として改善命令等の行政処分を受け、または不適正処理を行ったものとして行政の廃棄物部局による立入検査等を受けもしくは周辺住民から訴訟を提起されるなど、不適正処理が行われる可能性が客観的に認められる状況があったにもかかわらず、排出事業者がその状況等について問い合わせや現場確認などの調査行動を何ら講ずることなく、当該業者に対して処理委託を行い、または継続中の処理委託契約について解約等の措置を講じず、結果的に生活環境の保全上支障が生じ、または生ずるおそれが生ずるに至った場合が該当すること。なお、排出事業者が何らかの調査行動を講じながらも当該処理業者に処理委託を行った場合に、排出事業者において、不適正処理が行われないものと判断したことに正当な理由があったことを示すことができない場合も、これに該当する。

最終処分終了に至るまでの注意義務を怠った排出事業者

...例えば、委託先の選定に当たって、合理的な理由なく、適正な処理料金か否かを把握するための措置(例えば、複数の処理業者に見積もりをとること)を取っていない場合、不適正処理を行うおそれのある産業廃棄物処理業者でないかを把握するための措置(例えば、最終処分場の残余容量の把握、中間処理業者と最終処分業者の委託契約書の確認、処理実績や処理施設の現況確認、改善命令等を受けている

場合にはその履行状況の確認)を取っていなかった場合が該当する。また、産業廃棄物の委託先での「処理の状況」の確認(4-(4)参照)を行っていない排出事業者についても該当する可能性がある、と環境省は通知している。

**【罰則】(再掲)**

**措置命令違反**

...措置命令に従わない場合は、刑事処分(5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこの併科)に処せられる(法第25条第5号)。

なお、都道府県知事により産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として認められた「優良産廃処理業者」は、産業廃棄物の処理状況や、産業廃棄物処理施設の維持管理の状況など、産業廃棄物の処理に関する情報を公表することとされており、排出事業者等が、これらの情報を十分に比較、吟味した上でその産業廃棄物の処理の委託先を選定している場合には、前述の注意義務の履行に関する一つの要素として考慮できるものとされている。